

○日高町ホームページ広告掲載基準
令和5年3月31日 企画財政課長通達

(目的)

第1条 この基準は、日高町広告掲載要綱（令和5年日高町告示第 号）の施行において日高町が管理するホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町ホームページ 日高町が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類及び規格)

第3条 町ホームページに掲載できる広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とし、規格及び広告料は下表のとおりとする。

広告枠	規格	データ量	データ形式	広告料
ホ1	縦60×横180ピクセル	300キロバイト以内	JPG形式・PNG形式	3,300円（うち消費税等の額300円）

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は町長が指定する。

(広告掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1月単位とし、月の初日から末日までとする。

2 広告掲載希望者が望むときは、町長は複数月の申し込み及び掲載を認めることができる。ただし、最長期間は12月とし、年度を超えて指定することはできない。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第6条 バナーにおけるデザイン等広告表現に関する基準は、日高町広告掲載要綱の規定のほか、別表に定めるガイドラインによるものとする。

(リンク先の変更)

第7条 広告主等は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに日高町の担当部署に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第8条 この基準に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、日高町の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この訓令に疑義があるとき、又はこの基準に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

日高町ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 日高町ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(町ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが日高町の事業であると錯誤しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。